

# 吉野町新庁舎整備等基本構想案

令和6年1月



# 目次

1.	基本構想を含むこれまでの検討経緯 .....	4
2.	基本構想策定の進め方 .....	5
(1)	庁舎整備検討の流れ.....	5
(2)	基本構想策定に向けての検討・意見聴取の体制.....	6
(3)	基本構想策定の流れ.....	13
3.	新庁舎整備に向けた現役場の現状と課題の整理 .....	14
①	現役場の概要.....	14
②	機能別の現況と課題.....	19
③	職員アンケートの整理 .....	23
④	継続して、議論するべき内容の整理 .....	25
⑤	その他審議会で議論した議題 .....	26
4.	新庁舎の移転候補地の絞り込み.....	27
(1)	候補地の絞り込み .....	27
(2)	各候補地の概要.....	28
①	旧吉野北小学校跡地 .....	28
②	上市地区（現役場跡地+吉野町中央公民館） .....	30
③	町内遊休施設について .....	32
5.	新庁舎整備の基本理念 .....	33
(1)	体系図 .....	33
(2)	基本コンセプト及び基本方針 .....	34
I.	自然災害から町民・職員の命を守る、災害対策拠点としての庁舎.....	34
①	公助が機能する庁舎.....	34
②	現役場の課題から求められる理想的な災害対策拠点 .....	34
③	職員への配慮 .....	35
II.	効率的な行政サービスを推進し、町民のニーズに応え、 町の活性化を支える庁舎.....	36
①	あらゆる世代がデジタルの恩恵を受けられるサービスの整備.....	36
②	役場職員の職場環境の改善.....	36
③	行政サービスの再考.....	37

III.	これからの吉野町全体の持続可能なまちづくり拠点となる庁舎	39
①地域活性化に向けた取り組み		39
②市街化調整区域内の空き家活用		39
③新庁舎ができるまでの取り組み		40
6.	整備予算	42
(1)	試算整備コストの比較	42
(2)	財源	43
7.	巻末資料	44
	参考資料① 行政サービスアンケート調査（役場手続きの内容を抜粋）	44
	参考資料② 近畿日本鉄道の回答書	45

## 1. 基本構想を含むこれまでの検討経緯

平成 22 年度に現吉野町役場(以下、現役場)の耐震診断を実施した結果、コンクリート強度の不足が指摘され、災害時の業務継続等に支障をきたす可能性があることから、対策として、早急な新庁舎の整備に向けた検討が求められました。下記にこれまでの検討経緯を整理します。

令和 4 年 8 月 24 日	総務文教厚生委員会にて、「新庁舎整備場所選定等」について説明
令和 4 年 9 月 7 日	総務文教厚生委員会では、現役場・旧吉野小学校・旧吉野北小学校・吉野町中央公民館を利用する 8 案で、安全性、経済性、アクセス性・利便性、計画性の項目で検討した結果、旧吉野北小学校跡地を庁舎の移転候補地とすることを提案
令和 4 年 9 月 24 日	吉野町中央公民館にて、町民説明会を開催し、要望のあった地区でその後説明会を開催
令和 4 年 10 月 20 日	総務文教厚生委員会にて、説明会でのご質問・ご意見について報告
令和 4 年 11 月 10 日	総務文教厚生委員会にて、2 候補地(旧吉野北小学校・吉野町中央公民館)に絞り、詳細な計画を検討することが決定
令和 4 年 12 月 議会	旧吉野小学校の民間利活用及び新庁舎整備基本計画等に関する債務負担行為の予算を計上し、可決
令和 5 年 2 月 15 日	「新庁舎を旧吉野北小学校跡地に建築しないことを請求する」請願書が提出された
令和 5 年 3 月 7 日	町長記者会見において、「町として、庁舎の場所という一点のみを持って、町民を二分することは望んでおらず、不安を感じている町民の皆様の不安を払拭するため、庁舎整備については一旦白紙に戻す」と宣言
令和 5 年 3 月 議会	請願書を全会一致で採択
令和 5 年 4 月 25 日	庁舎の候補地を白紙したことにより、現庁舎の庁舎健全度調査を改めて行うことを議会に説明し、調査の結果、特に老朽化が激しいらせん階段について、7 月 20 日より通行禁止とした(→応急処置後 12 月 1 日より通行再開)
令和 5 年 9 月 7 日	総務文教厚生委員会にて、「吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会」を設置する旨を説明
令和 5 年 11 月 30 日	第 1 回審議会を開催
令和 5 年 12 月 25 日	第 2 回審議会を開催
令和 6 年 1 月 31 日	第 3 回審議会を開催
令和 6 年 2 月 27 日	第 4 回審議会を開催
令和 6 年 3 月 24 日	第 5 回審議会を開催
令和 6 年 4 月 25 日	第 6 回審議会を開催
令和 6 年 5 月 28 日	第 7 回審議会を開催

## 2. 基本構想策定の進め方

### (1) 庁舎整備検討の流れ

基本構想から新庁舎開庁までのステップを以下のように整理します。

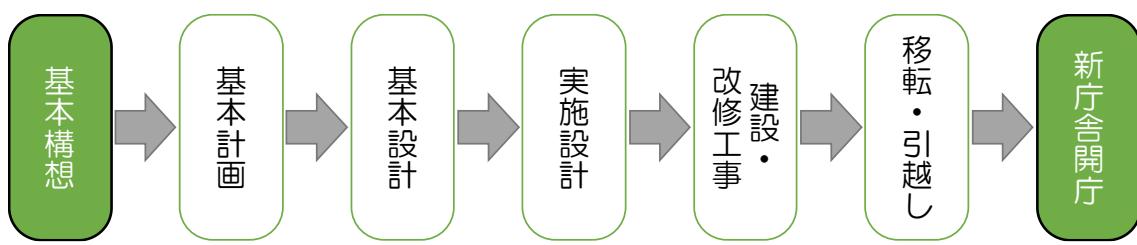


図 | 庁舎整備までの流れ

#### 【基本構想】

現役場の課題等を把握・整理し、新庁舎整備の必要性や実現に向けた基本理念、候補地等についての考え方を整理し、まとめます。

#### 【基本計画】

基本構想でまとめた新庁舎整備の考え方に基づき、具体的な性能、設備、規模等の設計条件を整理・検討し、おおよその建物ボリューム、グレード、概算工事費等を把握します。

#### 【基本設計】

建物構造や配置レイアウト、必要な機能や設備等を敷地条件や法令等を考慮し、基本的な図面としてまとめます。

#### 【実施設計】

基本設計の図面を基に、工事を行うために必要な情報(材料、寸法、数量、費用等)を詳細に検討し、具体的な工事費を算出するための図面としてまとめます。

## (2) 基本構想策定に向けての検討・意見聴取の体制

これまでの庁舎整備に関する議論においては、町民の意見を効果的に吸い上げることができず、合意形成に至りませんでした。このような経緯から、町民の意見を吸い上げ、これまで以上に透明性を確保した形で議論を進めるため、「吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会(以下、審議会)」を設置し、以下の体制を構築しました。



図 | 基本構想策定体制

また、審議会の意見に加え、職員への働き方に関するアンケートや意識調査結果、また役場で働く職員の意見や令和4年8月に町民に対し実施した行政サービスアンケート調査の意見等、様々な視点から調査・検討してきた答申書及び基本構想案が審議会より町長に提出され、今後、町長より議会に対して、答申書及び基本構想案に基づく報告を行い、新庁舎整備の基本構想策定に向けた審議を行います。

## 【審議会について】

### ・諮問内容

基本構想策定に関して、下記 3 点について議論・検討を行い総合的かつ着実に審議しました。

- ①新庁舎整備に関する基本コンセプトについて
- ②新庁舎整備に関する基本方針について
- ③庁舎整備地について

### ・委員の構成

審議会の委員構成は、以下4区分から 16 名の委員を選出し、審議会を開催しました。

- ◆地方自治・都市計画・地域デザイン・防災・デジタルの分野に関する知見を有する学識経験者 5 名
- ◆区長理事会から選出された各地区 1 名ずつ計 6 名
- ◆選管委員による抽選で選出された公募者 2 名
- ◆選管委員が無作為抽出した 18~39 歳の町民(約 100 名)から選出された 3 名

※無作為抽出:地区代表者や公募者のメンバーの固定化が全国的な課題としてあることから、本審議会に新たな取り組みとして、より多様な町民(年齢、性別、住む地域、職業、価値観等が異なる町民)の意見を基本構想へ反映できる無作為抽出方式を採用しました。

表 | 委員名簿(敬称略)

構成	委員名	所属等
学識経験者	金野幸雄	[地域デザイン] 一般社団法人創造遺産機構理事 元兵庫県庁職員(都市計画等担当) 元兵庫県丹波篠山市副市長 内閣官房「歴史的資源を活用した観光まちづくり専門家会議」構成員
	杉中泰則	[防災] 県知事公室政策参与(危機管理担当) 橋屋地区出身
	【委員長】 中川幾郎	[地方自治] 帝塚山大学名誉教授 前奈良県男女参画審議会会长 前奈良県参画協働審査会会长 元吉野町まちづくり基本条例策定審議会会长 専門は、地方自治論、行政学、都市政策等
	東健二郎	[デジタル] 滋賀県日野町政策参与 特定非営利活動法人 Code for OSAKA 副代表理事
	【副委員長】 皆地良祐	[都市計画] 吉野町都市計画審議会会长 一級建築士 奈良県被災建築物応急危険度判定士 飯貝地区在住
	北岡信夫	上市地区代表
町民の代表 (区長理事会)	山本春洋	吉野地区代表
	西浦正明	中莊地区代表
	内仲勝弘	国栖地区代表
	坂西保夫	龍門地区代表
	辻 秀昭	中竜門地区代表
	澤木久美子	新子地区在住
町民の代表 (公募)	平野渥太郎	窪垣内地区在住
	上田聰志	入野地区在住
	大谷惟	菜摘地区在住
町民の代表 (無作為抽出者)	中西由佳	西谷地区在住

・各回審議会の概要

■第1回審議会

開催日時

令和5年11月30日(木)16時30分～18時40分

開催場所

吉野町中央公民館 大ホール

出席者

金野委員、杉中委員、中川委員、東委員、皆地委員、北岡委員、山本委員、西浦委員、内仲委員、福田委員、辻委員、澤木委員、平野委員、上田委員、大谷委員、中西委員

講演者

デジタル庁参与 内閣官房長官デジタル行政財改革会議事務局 政策参与 伊藤伸

吉野町

中井町長、和田副町長、黒田参事

事務局

辻中総務課長、中課長補佐、峠主任、東主任、村上主査

主な議題

1.審議会の設置目的について

2.『住民サービス向上に関する国の動向と他自治体における庁舎整備の事例』について講演

3.委員長及び副委員長の選出

→事務局からの提案により、中川委員長・皆地副委員長が選出されました。

4.新庁舎の整備に関するこれまでの経緯について

5.本審議会での検討内容(第1回～答申までの流れ)について

6.吉野町における遊休施設の状況

## ■第2回審議会

### 開催日時

令和5年12月25日(月)14時00分～16時45分

### 開催場所

吉野町中央公民館 大ホール

### 出席者

金野委員、杉中委員、中川委員、東委員、皆地委員、北岡委員、山本委員、西浦委員、内仲委員、坂西委員、辻委員、澤木委員、平野委員、上田委員、中西委員

### 吉野町

和田副町長、黒田参事

### 事務局

辻中総務課長、中課長補佐、峠主任、東主任、村上主査

### 主な議題

- 1.『災害への備えについて』 自助・共助・公助 国・県・市町村の役割 について講演
2. 災害時における行政の役割について
3. 激甚化する豪雨災害と現役場所の役割について
4. ハザードマップ等から見る各施設の状況について
5. 防災指令拠点に求められる理想像について

## ■第3回審議会

### 開催日時

令和6年1月31日(水)18時30分～20時30分

### 開催場所

吉野町中央公民館 大ホール

### 出席者

金野委員、杉中委員、中川委員、東委員、皆地委員、北岡委員、山本委員、西浦委員、内仲委員、坂西委員、辻委員、澤木委員、平野委員、上田委員、大谷委員

### 吉野町

和田副町長、黒田参事、吉村長寿福祉課長、戸毛町民税務課長

### 事務局

辻中総務課長、中課長補佐、峠主任、東主任、村上主査、鍋谷主査

### 主な議題

1. 第2回審議会の共通認識確認事項について
2. 吉野町における行政サービスの変革について
- 3.『これからの行政サービス・役場のあり方～デジタルの視点から～』について講演

## ■第4回審議会

### 開催日時

令和6年2月27日(火)10時00分～11時40分

### 開催場所

吉野町中央公民館 5階閲覧室

### 出席者

金野委員、杉中委員、中川委員、東委員、皆地委員、北岡委員、山本委員、西浦委員、内仲委員、坂西委員、辻委員、澤木委員、平野委員、上田委員、大谷委員、中西委員

### 吉野町

和田副町長、黒田参事、山本暮らし環境整備課長、阪本政策戦略課主任、森脇協働のまち推進課長、北谷参与

### 事務局

辻中総務課長、峠主任、東主任、村上主査、鍋谷主査

### 主な議題

1. 『吉野町という身体』について講演

## ■第5回審議会

### 開催日時

令和6年3月24日(日)14時00分～15時30分

### 開催場所

吉野町中央公民館 5階閲覧室

### 出席者

金野委員、杉中委員、中川委員、東委員、皆地委員、北岡委員、山本委員、西浦委員、内仲委員、坂西委員、辻委員、澤木委員、平野委員、上田委員

### 吉野町

和田副町長

### 事務局

辻中総務課長、中課長補佐、峠主任、村上主査

### 主な議題

1. 第4回審議会の論点の整理～事務局より～

## ■第6回審議会

**開催日時** 令和6年4月25日(木)14時00分～15時40分

**開催場所** 吉野町中央公民館 5階閲覧室

**出席者**

金野委員、杉中委員、中川委員、東委員、皆地委員、北岡委員、山本委員、西浦委員、内仲委員、坂西委員、辻委員、澤木委員、平野委員、上田委員、大谷委員

**吉野町**

和田副町長、小原参事

**事務局**

戸毛総務課長、中課長補佐、峠主任、村上主査

**主な議題**

1. 第5回審議会の「審議の深掘り」～事務局より～

## ■第7回審議会

**開催日時** 令和6年5月28日(火)14時00分～●時●分

**開催場所** 吉野町中央公民館 5階閲覧室

**出席者**

金野委員、杉中委員、中川委員、東委員、皆地委員、北岡委員、山本委員、西浦委員、内仲委員、坂西委員、辻委員、澤木委員、平野委員、上田委員、大谷委員、中西委員

**吉野町**

和田副町長、小原参事

**事務局**

戸毛総務課長、中課長補佐、峠主任、村上主査

**主な議題**

1. ○○○○

### (3) 基本構想策定の流れ

これまでの検討経緯や第1回～第4回の審議会での議論を踏まえ、現役場の現状と課題を整理し、「役場のありたい姿や求める機能」について、第5回以降の審議会で議論・検討を行いました。以上を踏まえ、課題解決の指針となる基本コンセプトの立案及び新庁舎の移転候補地を絞り込んだ内容を基本構想として策定します。

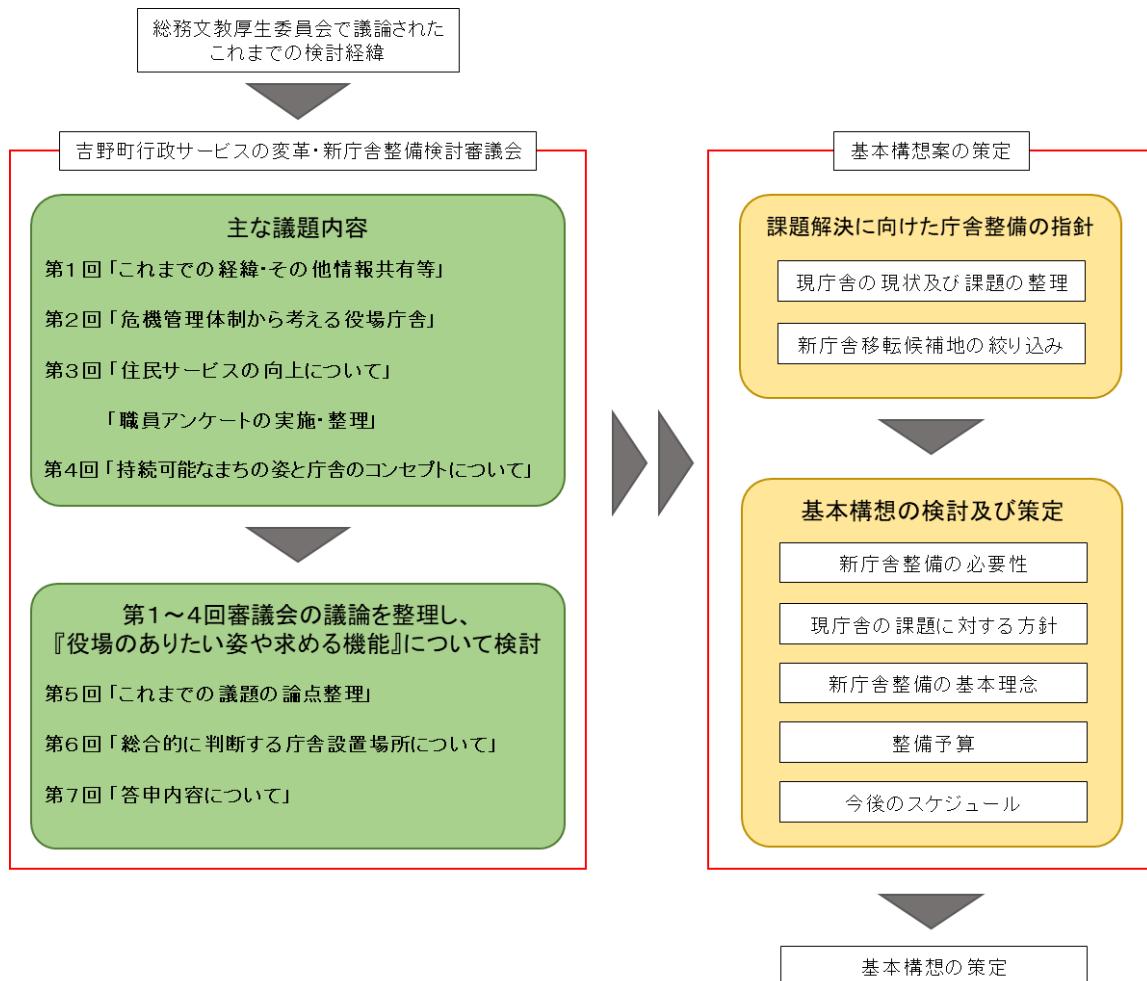


図 | 基本構想策定までの進め方

### 3. 新庁舎整備に向けた現役場の現状と課題の整理

#### ①現役場の概要

##### ア. 敷地概要

現役場の敷地概要を下表に整理します。また敷地周辺のハザードマップについて下図に示し、安全性について検討します。

表 | 敷地概要

所在地	奈良県吉野郡吉野町大字上市 80 番地の 1
敷地面積	約 1,830 m <sup>2</sup>
用途地域	近隣商業地域
防火指定	指定なし
高度地区	指定なし
容積率・建蔽率	200%・80%
道路斜線	1.5
日影規制	4 時間 / 2.5 時間

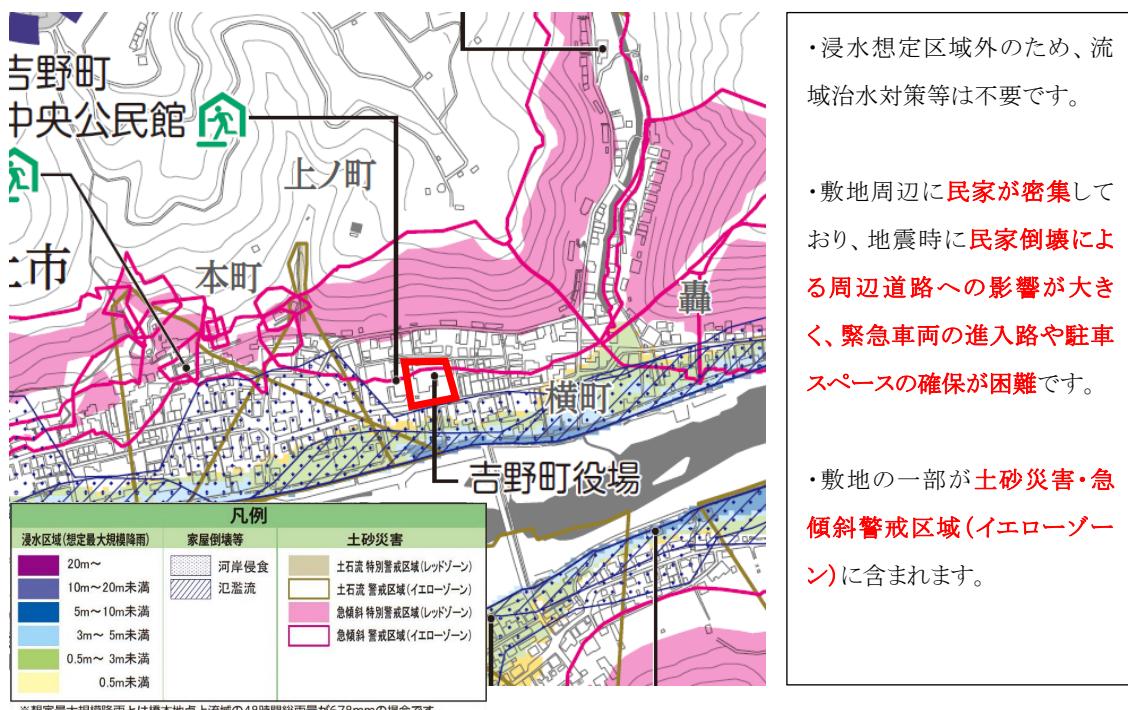


図 | ハザードマップ

#### イ. 接道条件

敷地の北側、東側、南側の3面で接道しています。

表 | 現役場接道条件

接道	分類	建築基準法の扱い	幅員
北側	町道	第42条3項道路	1.5~2.2m
東側	町道	第42条3項道路	約2.1m
南側	町道	第42条1項道路	5.1~5.9m

#### ウ. 建物概要

現役場の建物概要を下表に整理します。

表 | 建物概要

建設年度	昭和34年(1959年)7月
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階
延床面積	1,972 m <sup>2</sup> (役場庁舎、会議室、倉庫、機械室の合計)
耐震改修の実施有無	実施なし

## エ. 耐震診断結果と評価

平成 22 年(2010 年)8 月、財団法人なら建築住宅センターによる耐震診断を実施し、下表の診断結果を受けました。

表 | 診断結果

	Is(x)	CTuSD(x)	Is(y)	CTuSD(y)
3階	0.25	0.34	0.35	0.48
2階	0.19	0.26	0.32	0.43
1階	0.18	0.24	0.28	0.38

本庁舎の構造耐震診断指標→Is(※1) $\geq 0.75$ かつ CTuSD(※2) $\geq 0.375$

財団法人なら建築住宅センターの診断結果より、本庁舎の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性は「地震の震度及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と判断されています。

### ※1: Is 値(構造耐震指標)

耐震診断において、構造体の耐震性能を示す値であり、「強さ、粘り、形状、経年劣化」を考慮して算出される。一般建物については、耐震改修促進法第3条の規定に基づく指針により大規模な地震が発生した場合に倒壊又は崩壊しない耐震性能 Is 値 0.6 以上(庁舎機能は 0.75 以上)を確保しなければならない。

表 | Is 値判定基準

Is 値	耐震性
Is < 0.3	大規模な地震に対して倒壊等の危険性が高い
0.3 $\leq$ Is < 0.6	倒壊等の危険性がある
0.6 $\leq$ Is	倒壊等の危険性が低い

### ※2: CTuSD(構造体の粘り強さ、建築物の平面・立面形状等による耐震性能に係る指標)

主に鉄筋コンクリート造に適用される保有水平耐力に係る値。構造物によって必要な数値が設定される。

#### オ. 現役場の健全度調査

令和5年(2023年)5月に、下表の劣化判定基準を基に現地調査を実施し、現役場の健全度について整理しました。

表 | 劣化判定基準

不具合 (規模)レベル		程度の内容
A	劣化小	健全な状態又は特に修繕を必要としない不具合の規模
B	劣化中	対象部位の部分的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模
C	劣化大	対象部位の全面的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模

調査の結果、36カ所の調査箇所に対し、A判定が2カ所、B判定が6カ所、C判定が28カ所でした。

特に、らせん階段周辺は、C判定の箇所が集中しており、注意が必要という指摘を受けました。

主な指摘内容は、ガラスブロックの破損があるため地震時は落下する危険があること、また柱や梁、各所の壁等の構造躯体にひび割れがあり、今後雨水等による水漏れで鉄筋が錆びることで、建物の耐力低下に繋がる恐れがあるため危険です。(下図現況写真参照)



ガラスブロック破損状況



壁のひび割れ現況

以上の現地調査結果及び建築後約65年の経過による経年劣化や耐震補強が未実施であることから、「健全な状態であるとは言えず、全面的な改修もしくは建物を更新されることが望ましい」と判断されています。

この調査結果を受け、特に老朽化が激しいらせん階段は、令和5年7月20日より通行禁止とする処置を施しました。しかし、役場の主動線であり、避難経路であることから、応急処置を施し、現在は通行を再開しています。

## カ. 各課の配置状況

各課の現役場の配置状況および現在分庁舎化されている役場機能(同番号は、同じ場所に集約されていること示す)を下表に整理します。

表 | 現役場の配置状況

階	課名称
3階	議会事務局
2階	総務課、政策戦略課、町長室、副町長室
1階	町民税務課、協働のまち推進課、産業観光課

表 | 分散配置されている役場機能

番号	施設名	課名称
1	吉野町中央公民館	生涯学習課、教育総務課、公民連携室
2	健やか一番館	長寿福祉課
3	飯貝庁舎	上水道推進室
3	美吉野環境ステーション	環境対策室
4	吉野町クリーンセンター	環境対策室
5	吉野運動公園 管理事務所	スポーツ振興室
5	カヌー競技場 管理事務所	スポーツ振興室
5	コミュニティビジョン吉野	広報広聴室
6	香東庁舎	暮らし環境整備課、農林振興室

既に一部役場機能が分庁舎化している理由は、下記の通りです。

- 1:本庁舎にスペースが確保できないことと、吉野町中央公民館で町内外の人が利用する施設を管理しています。
- 2:吉野病院内にあることにより、介護・福祉との連携が図りやすく、町民も役場と病院を同時に利用できるため利便性が高いです。
- 3:水道施設(令和7年度より広域化予定)と、ゴミ収集車格納庫が必要な施設の管理を行っています。
- 4:令和5年度の直営化に伴い、町民が利用する施設を管理しています。
- 5:令和4年度の直営化等により、町内外の人が利用する施設の管理を行っています。また、専門的設備の設置が必要な施設の拠点としています。
- 6:令和7年4月の水道事業の広域化に伴い、令和6年度より飯貝庁舎から拠点を移動しています。

## ②機能別の現況と課題

### ア. 災害対策拠点

- 建築から65年以上経過し、耐震工事も実施されていない建物のため、来庁する町民や事業者、働く職員の安全性や役場の機能継続に課題があります。
- 災害時に通常業務を行う執務室で災害対応も行わなければならないため、別途一元的に情報共有できる広いスペースがありません。
- 消防や警察、自衛隊等の関係機関やマスコミと情報共有するための連絡員待機スペースがありません。



図 | 現役場の全景



図 | 昨年6月吉野中央公民館にて実施した訓練様子

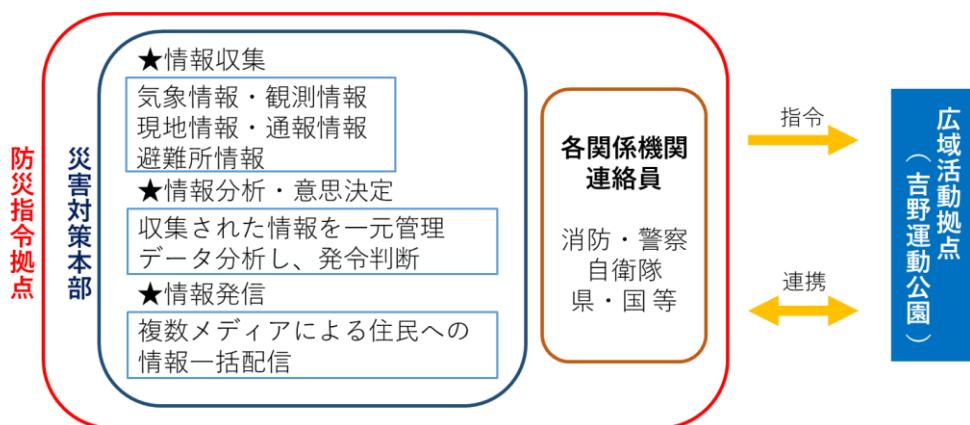


図 | 災害対策拠点のイメージ

#### イ. 防災設備

- ・ 災害対応の指示等は、主に電話回線を利用しておおり、回線が途絶えた場合、吉野町と外部の連携が取れなくなり、情報収集に支障をきたす恐れがあります。
- ・ 小型発電機以外に停電時の非常用電源がないため、停電等により電力を失った場合の電力確保の検討が必要です。
- ・ 備蓄倉庫は、現役場と離れた香束にあり、迅速な対応に懸念があるため、新庁舎の近くに備蓄物資の保管スペースを確保する必要があります。



図 | 小型発電機(現役場)



図 | 備蓄倉庫(香束)



図 | 備蓄倉庫(内観①)



図 | 備蓄倉庫(内観②)

#### ウ. 行政サービス

- 「行政サービスアンケート調査(令和4年8月実施)」の結果から、町民の利用機会が多いサービスは、「住民票・印鑑証明・戸籍」、「国民健康保険・国民年金」、「税金」に関するものであり、これらに対応する町民税務課は現役場の1階にあります。また、「子育て、高齢、介護、障害等福祉」に関する利用頻度も高く、長寿福祉課(健やか一番館)で対応しています。
- 高齢化率の高い吉野町は、集落が点在しており、そのため高齢者はデマンドバス等による来庁や家族等に休みを取ってもらい、来庁してもらう必要があるため、町民に対する利便性に課題があります。
- 上記の課題対策の一環として、マイナンバーカードを活用した証明書の交付や各種税・保険料・公共料金等をコンビニやスマートフォン等による各種行政手続きのオンライン化を現在も進めています。

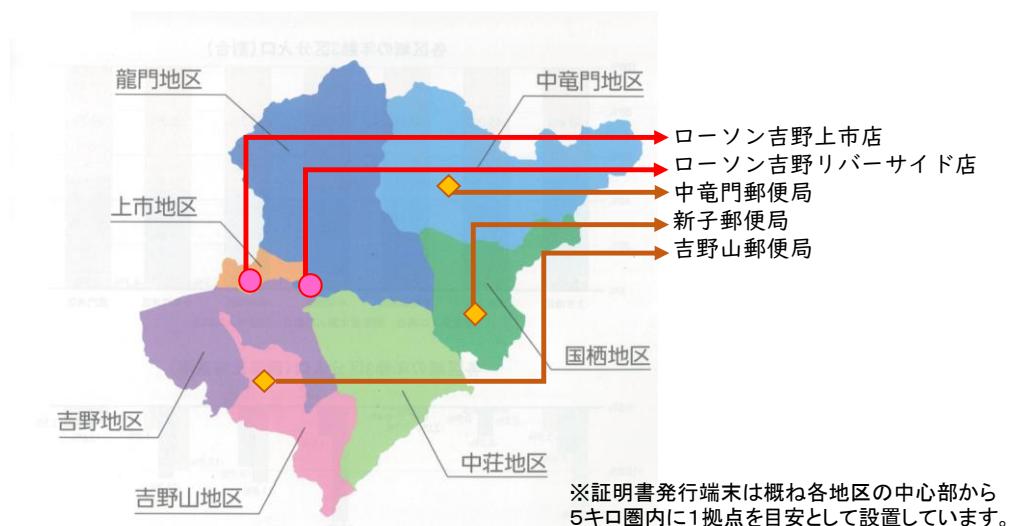


図 | 町内のコンビニ・郵便局位置図



図 | デマンドバス

マイナポータル

奈良県吉野町

介護保険負担限度額認定申請

① オンライン申請  
② 電子署名必須

以下より手続を開始してください。  
入力途中の内容を保存して、再開することも可能です。「入力中の申請データを保存する」より、入力内容のデータをダウンロードすることができます。

step1 申請者情報入力 入力する

step2 申請情報入力 入力する

介護保険負担限度額認定申請

図 | マイナポータル申請画面例

## エ. 駐車場

- ・ 来庁者用駐車場の駐車台数が不足しています。(現役場:最大 20 台駐車可能(縦列駐車含む))
- ・ 職員用駐車場は、河川敷に停めていますが、大雨等による吉野川氾濫や浸水が想定される場合、庁舎から離れた吉野運動公園に車を移動させ、バス等でピストン輸送する必要があることから、迅速な災害対応が困難です。
- ・ 現役場の駐車可能台数は少ないため、災害時の緊急車両等の駐車スペースの確保が困難です。



図 | 来庁者用駐車場(全景)



図 | 職員用駐車場



図 | 現役場前面の南側道路状況(左:南西より現役場を望む、右:南東より現役場を望む)

### ③職員アンケートの整理

#### 趣旨

審議会において、職員の人権や職場環境等も踏まえた議論をすべきとの意見が出たことを踏まえ、職員の生の声を聴くべく、中川委員長及び東委員のご協力のもと、職員アンケートを実施しました。

また町民側のご意見は、令和4年8月に行政機能や行政サービスの向上に繋げるために実施しました「行政サービスアンケート調査」の回答(巻末:参考資料①)及び審議会における町民の代表委員の意見に基づくものとなります。

#### 実施期間

令和5年12月28日(木)～令和6年1月12日(金)

#### 調査対象者

本庁舎及び出先機関に勤務する正規職員(吉野町役場内に勤務する派遣職員等も含む)  
会計年度任用職員(週3日以上勤務する者に周知)

#### 回答率

59.1%(164名中の97名)　※うち正規職の回答率 62.9%(140名中の88名)

## 課題の整理

職員アンケートから得られた職員が抱える課題について、下記に整理します。

### 〈1〉ワークライフバランス

- ・ 職員の1/3が、時間外勤務が多い・休暇が取りづらく、ワークライフバランスを取れていません。
- ・ 職員の適正配置、意識改革、事務の簡素化だけでなく、事業廃止・見直しも含めた業務のスリム化が必要です。

### 〈2〉町の課題解決に必要な体制

- ・ 人口減少時代において行政の取り組みだけでは限界があり、町民と職員が協働して、課題解決を行う必要があります。

### 〈3〉住民サービス向上のために必要なこと

- ・ 手続きがワンストップで完結できること

デジタル技術を活用したデータ共有により、課を超えた横の連携ができ、各事業の成果を最大化できます。また、できる限り庁舎が一本化することにより、全ての業務ができることが必要です。

- ・ 町民にとってわかりやすい役場にすること

町民がどの窓口に行けば良いか、わかりやすい庁舎をレイアウトすることが必要です。また、手続き内容や説明をわかりやすいものに変えることで、課や係間の連携強化に繋がります。

### 〈4〉職員が地域に出向き住民の悩みを聞き、課題解決に一緒に取り組むことについての課題

- ・ 現状の体制では、職員数に余裕がなく、また担当外業務について、的確なアドバイスができないままでは伝達事項や連絡事項が増え、非効率な仕組みを生み出す恐れや町民に二度手間を生じさせる恐れがあります。
- ・ デマンドバス等の公共交通手段を積極的に活用してもらえるように、町民が役場に来やすくなるよう、今以上に交通利便性を向上させる必要があります。

#### ④継続して、議論すべき内容の整理

審議会で多角的に議論を進めてきましたが、新庁舎整備を進める中で、継続して議論すべき内容があります。一例として、下記に示す内容について、新庁舎完成までに引き続き町民や事業者、役場職員、外部の人材等で現役場が抱える課題を改善するために何が必要か検討していかなければなりません。

- 少子高齢化によるコミュニティの過疎化が進む地域における「共助」への取り組みが困難になっている現状を打破するために、公助が共助をサポートできる体制の整備に向けた議論
- 町民と職員が顔の見える関係性を築くことを目指した取り組みとして、求める役場の使い方、必要な人に必要なサービスの届け方、役場と町民の接触時間を増やす手法等の観点からキーワードを掲げ、町民・職員双方が思い描く「役場のありたい姿」を共有するための議論
- 住民サービスのあり方、庁舎内における職員同士の意思疎通・交流のあり方、コンセンサス形成のあり方について、どのような形がベストなのか、今後も考え、改善を目指す議論
- 新庁舎移転先が決着した段階で、上市地区を皮切りに官民連携による空き家活用事業や課の配置(すべての課を龍門地区へ移転、あるいは一部の課を上市地区に残すかの検討)等の具体的なまちづくり計画に向けた議論

## ⑤その他審議会で議論した議題

- ・ 吉野川橋梁について

大和上市駅～吉野神宮駅間にある吉野川橋梁について、老朽化が進んでいるため、今後の見通しを確認して欲しいと審議会委員の要望を受け、近畿日本鉄道株式会社に対し、質問書(吉総第 243 号)を送付した結果、『現時点での改修工事、架け替えや撤去の予定はございません』という回答書を受領しました。(巻末:参考資料②参照)

吉野川橋梁は、吉野町の観光資源の主軸である吉野山へ向かう交通手段ですが、吉野線の利用者数は減少傾向にあります。今後は、近畿日本鉄道株式会社と連携して魅力あふれるまちづくりを創造し、観光客等を誘致することで橋梁の維持・改善に向けて、吉野町が引き続き、協議します。

## 4. 新庁舎の移転候補地の絞り込み

### (1) 候補地の絞り込み

- 「1. 基本構想を含むこれまでの検討経緯」より、①旧吉野北小学校跡地、②上市地区（現役場跡地+吉野町中央公民館）、③旧吉野小学校が候補地として挙げられましたが、
- ・ ③旧吉野小学校は民間活用が決定しており、審議会において候補地の対象外であること
  - ・ 新庁舎は①旧吉野北小学校跡地と②上市地区の2候補地であること
- を共通認識として、審議会でどこが移転候補地として望ましいか議論しました。

また庁舎が分散化した場合は、移転先に現役場と同等の面積が不要となり、よりコンパクトな庁舎整備ができると考えられるため、2候補地を除く、町内で活用可能な遊休施設について、面積を問わずリストアップしました。

議論を重ねた結果、「災害対策拠点機能」、「行政サービス」、「持続可能なまちづくり」、「規模・整備予算」、「集約化・分散化」の観点で、新庁舎は、旧吉野北小学校跡地が候補先として望ましいと考えられます。

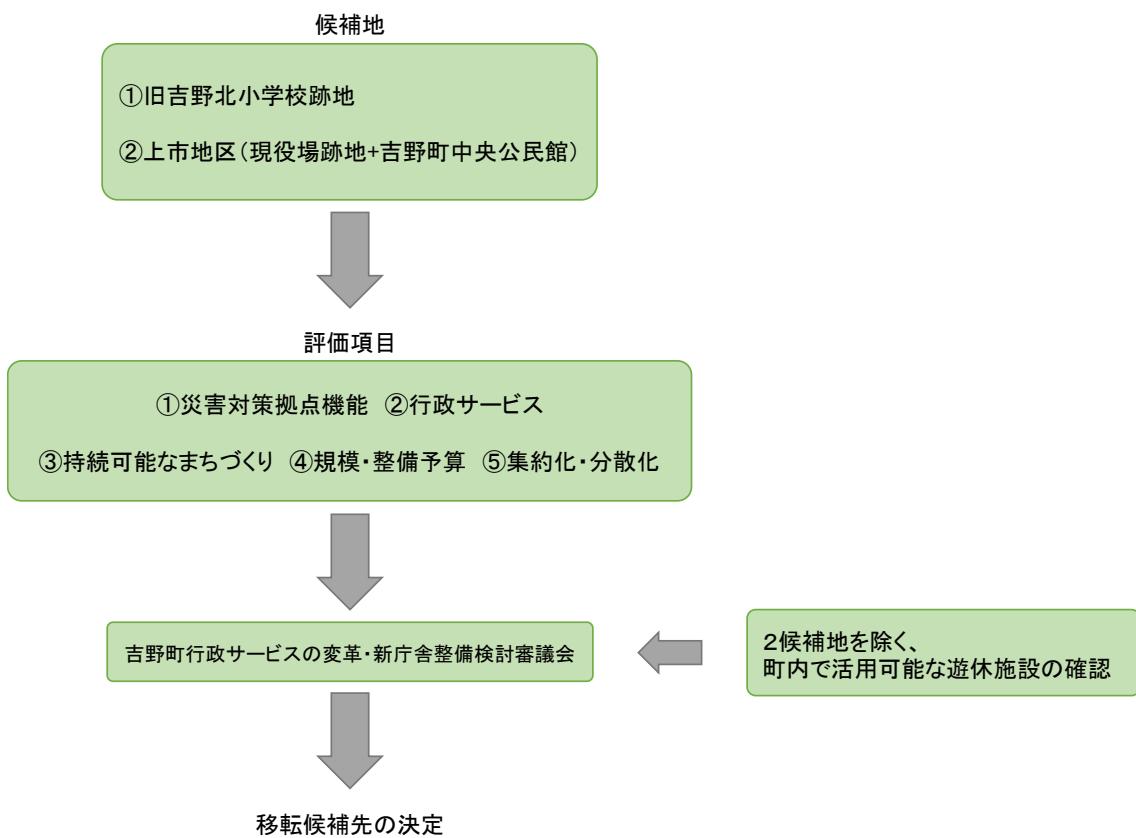


図 | 移転候補先の決定までの流れ

## (2) 各候補地の概要

### ①旧吉野北小学校跡地

#### ア. 敷地概要

旧吉野北小学校跡地(以下、旧北小)の敷地概要を下表に整理します。また敷地周辺のハザードマップについて下図に示し、安全性について検討します。

表 | 敷地概要

所在地	奈良県吉野郡吉野町平尾 87
敷地面積	約 11,907 m <sup>2</sup> (建物敷地 5,257 m <sup>2</sup> 、運動場 6,650 m <sup>2</sup> )
用途地域	(市街化調整区域)
防火指定	指定なし
高度地区	指定なし
容積率・建蔽率	400%・70%
道路斜線	1.5
日影規制	4 時間 / 2.5 時間

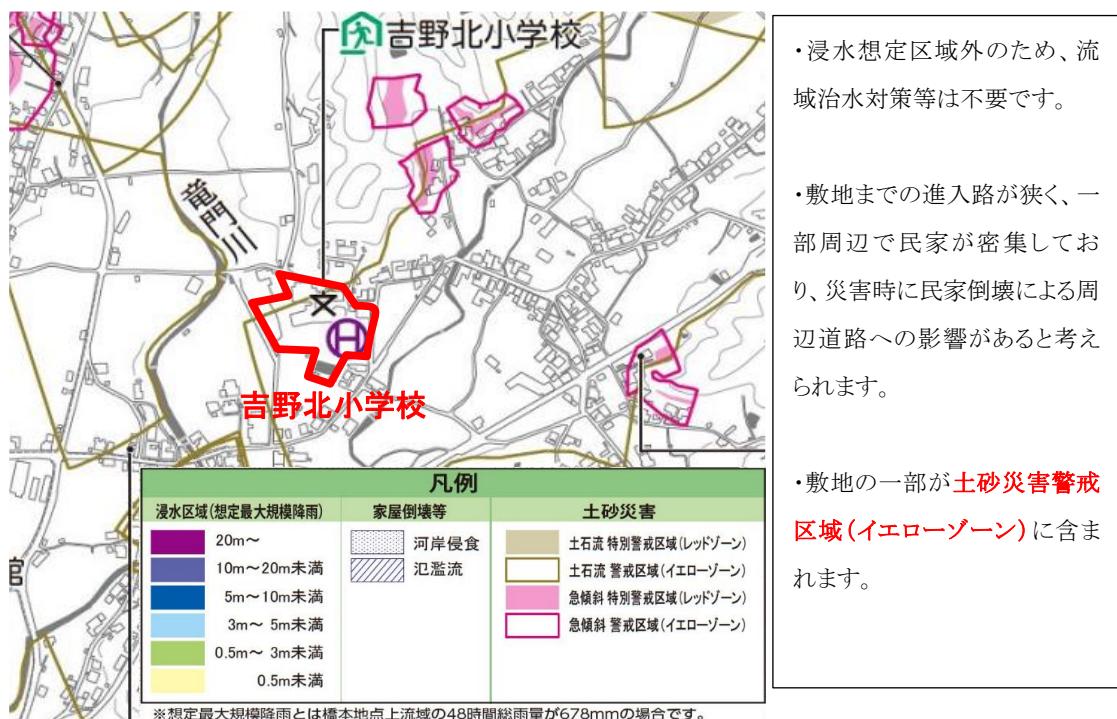


図 | ハザードマップ

#### イ. 接道条件

敷地の北側、東側、西側の3面で接道しています。

表 | 現役場接道条件

接道	分類	建築基準法の扱い	幅員
北側	町道	未確認	4.2～4.9m
東側	町道	未確認	約4.0m
西側	町道	未確認	3.4～4.9m

#### ウ. 建物概要

旧北小の建物概要を下表に整理します。

表 | 建物概要

建設年度	北棟:昭和56年(1981年)1月 南棟:平成15年(2003年)12月 体育館棟:平成17年(2005年)3月
構造	北棟、南棟:鉄筋コンクリート造 体育館棟:木造
階数	北棟、南棟:地上2階 体育館棟:地上1階
延床面積	3,843 m <sup>2</sup> (教室棟、給食室、教室棟2、体育館棟の合計)
耐震改修の実施有無	北棟:耐震補強を実施 南棟、体育館棟:築20年未満

## ②上市地区（現役場跡地+吉野町中央公民館）

現役場の敷地及び建物概要(P.14～参照)及び吉野町中央公民館の概要を下記に整理します。

### ア. 敷地概要

吉野町中央公民館の敷地概要を下表に整理します。また敷地周辺のハザードマップについて下図に示し、安全性について検討します。

表 | 敷地概要

所在地	奈良県吉野郡吉野町大字上市 133 番地
敷地面積	約 2,300 m <sup>2</sup>
用途地域	近隣商業地域
防火指定	指定なし
高度地区	指定なし
容積率・建蔽率	200%・80%
道路斜線	1.5
日影規制	4 時間 / 2.5 時間

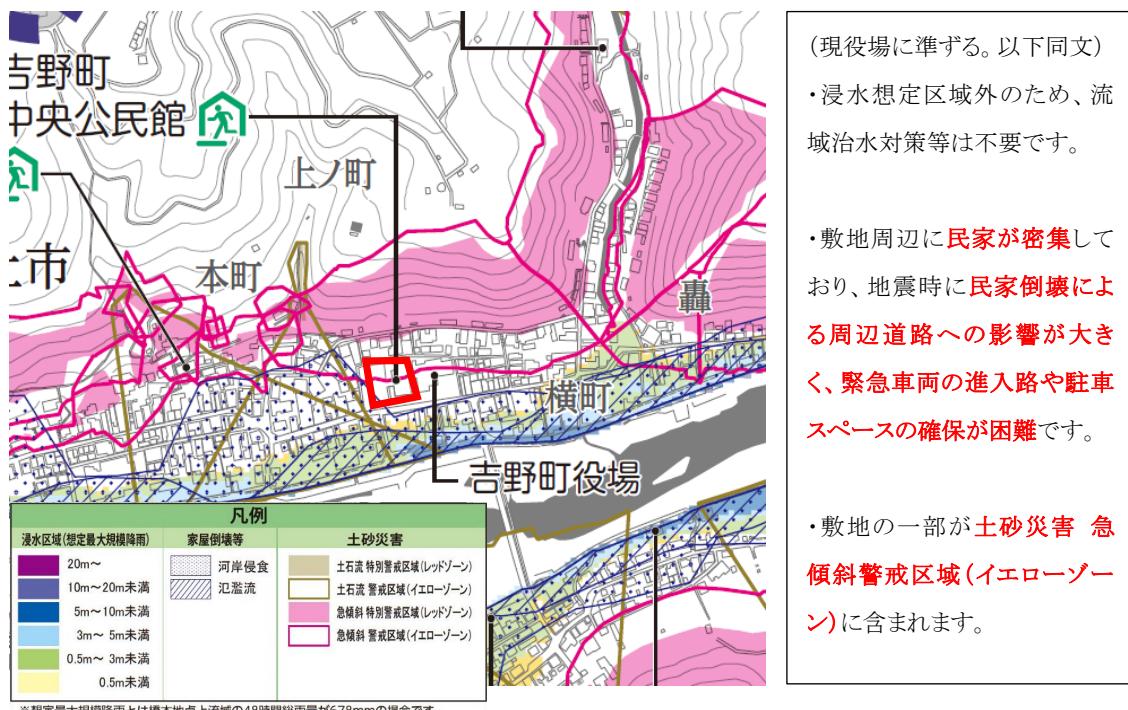


図 | ハザードマップ

#### イ. 接道条件

敷地の北側、西側、南側の3面で接道しています。

表 | 現役場接道条件

接道	分類	建築基準法の扱い	幅員
北側	町道	第42条3項道路	1.5~2.2m
西側	町道	第42条3項道路	約1.9m
南側	町道	第42条1項道路	5.1~5.9m

#### ウ. 建物概要

吉野町中央公民館の建物概要を下表に整理します。

表 | 建物概要

建設年度	昭和48年(1973年)
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上5階
延床面積	3,710 m <sup>2</sup>
耐震改修の実施有無	耐震改修を実施

### ③町内遊休施設について

吉野町が所有する遊休施設リストを下表に示します。吉野見附三茶屋は町有施設として、空いていますが、借地土地となっています。

表 | 町内遊休施設リスト

名称	地域	現在の建物用途	駐車台数(台)	構造	稼働年数(年)	面積(m <sup>2</sup> )
旧中荘幼稚園 園舎	中荘	倉庫	0	鉄骨造	49	345.0
佐々羅児童館 児童施設	龍門	倉庫	5	鉄骨造	47	234.0
中竜門事務倉庫 (旧JA支所)事務所	中竜門	倉庫	5	鉄筋コンクリート造	39	164.1
中竜門事務倉庫 (旧JA支所)倉庫				鉄骨造		65.7
わかばこども園 園舎	中竜門	こども園 (令和6年3月まで)	0	鉄筋コンクリート造	43	412.0
吉野見附三茶屋 観光会館	中竜門	一部建物 地域利用	80~100	木造	27	200.0
吉野見附三茶屋 資料館						247.0
吉野見附三茶屋 直売所						214.0

また地域及び民間活用施設として、吉野山ビジターセンター、吉野山ふるさとセンター、中荘総合研修会館集会所、野外活動センター(旧吉野町立中荘小学校)、宮滝河川交流センター、旧国栖小学校体育館、旧国栖幼稚園園舎、佐々羅農事集会所集会所、龍門総合会館集会所、国栖公民館、丹治公民館、中竜門地域振興センターがあります。

#### 【審議会のその他の意見】

- 現役場と同規模面積の必要性や機能を固定させず、室のマルチな活用方法について、今後アイデアを出し、議論する場があるのか懸念される。
- 旧北小に役場機能を移転する場合、敷地周辺の道路に十分な幅員の確保が必要であると共に、災害発生時の隘路に対するエスケープやアクセスの想定等に対し、町として解決策を講じる必要がある。一方で、これまで現況道路のみで小学校運営ができたこと、また、道路拡張に係る予算等の課題もあることから丁寧な検討が必要である。

## 5. 新庁舎整備の基本理念

### (1) 体系図

現役場の現状と抱える課題から、新庁舎整備に求められる機能や理想像を「災害対策拠点」、「行政サービス」、「持続可能なまちづくり」の3テーマで整理します。基本コンセプト及び基本方針の各項目に対して、目指すべき庁舎像を体系図として、下記に整理します。



図 | 基本理念の体系図

## (2) 基本コンセプト及び基本方針

### I. 自然災害から町民・職員の命を守る、災害対策拠点としての庁舎

近年の地震や線状降水帯、洪水、風害等の自然災害は、激甚化する傾向にあり、「これまで吉野町に大きな災害がなく、被害も少なかったので大丈夫」という概念を捨てなければなりません。また共助の基盤ができ始めている地域がありますが、少子高齢化により地域の繋がりが弱体化した地域もあります。

このような社会背景や現役場の課題から、利用する町民の命を守る役場だけではなく、職員が安全・安心に働くことができると共に、迅速な対応が可能な災害対策拠点の庁舎整備が必要であることから、『自然災害から町民・職員を守る災害対策拠点としての庁舎』を目指します。

#### ①公助が機能する庁舎

##### **集中型災害対策支援に必要な機能の整備**

- ・ 署災証明書の発行や応急的住まいの確保に係る手続きや通常業務を行う執務室以外の場所で、災害対策を行う支援機関が一堂に会し、対策協議するスペース
- ・ 関係機関等に情報共有する連絡員の待機スペース
- ・ 庁舎と同敷地内に緊急車両の駐車場
- ・ 団体等による災害ボランティアの受け入れスペース
- ・ 町内外と継続的に、かつ円滑な連携を図るための通信設備（情報収集・発信やモニター等の資機材の配備、通信環境の基盤等）
- ・ 軽油、太陽光、ガス等を燃料とする電力確保
- ・ 十分な備蓄物資の保管スペース
- ・ 物資を輸送する車両等を停められる広場
- ・ 過去に起きた大災害の教訓より、災害時に町民が避難する避難施設と災害対策拠点が重複しないように配慮した計画

##### **高齢化やコミュニティの過疎化が進む地域へのサポート**

- ・ まちづくり基本条例に基づく、自主防災システム（避難訓練や近隣地区との連携等）の見直し
- ・ 上記を含む共助で補えない事柄をサポートする機能や体制の整備

#### ②現役場の課題から求められる理想的な災害対策拠点

##### **職員の安全安心を確保**

- ・ 庁舎の安全性及び耐震性の確保
- ・ 迅速な災害対応を行うために職員駐車場を庁舎と同敷地内に確保

##### **関係機関との迅速な連携**

- ・ 限られた職員数で通常業務を継続するためにサービスの優先順位を決める等のBCP計画の策定

### ③職員への配慮

#### 災害時にも活用できる業務体制や手法の導入

- ・ 災害時、役場に参集できない職員が生じる状況下で、業務の継続が必要な場合に備えたリモートワークや在宅勤務等を日常的な導入により、業務を遂行できるか実験的な検証

#### 災害対策支援を行う職員への配慮

- ・ 通常業務と災害対策業務を並行して、災害対策業務を行わなければならず、過酷な労働下にある職員の健康やメンタルケアに配慮した体制の整備

#### 【審議会のその他の意見】

- ・ 大災害発生後、約3日間の役場機能がハード・ソフトの両面とも機能しない恐れがあるため、日頃からの備えとして、地域で災害対策訓練の実施等の共助のイメージやシステムを整えなければならない。
- ・ 審議は慎重に進めなければならないが、耐震補強をされていない現役場に来庁する町民、勤務する職員の安全確保のために、新庁舎整備の早期実現が必要である。
- ・ 災害対策本部において、「集中型」と「分散型」のどちらがよいかの二者択一ではなく、実状に応じ最適な解を見つけることが重要である。
- ・ 災害対策拠点機能を集中させることは大事だが、災害時だけを考えて、一極集中を目指す必要はないのではないか。
- ・ 災害時における高齢者への配慮も大事だが、大災害を経験したことがない若い世代に災害の恐ろしさを知る機会を伝えていくことも重要だと思う。
- ・ 災害後の嘘の情報の拡散、風評被害の対策についても検討が必要だと思う。
- ・ 現役場で働く職員の 65%が町外に住んでいる現状で、災害時、誰がどのように助けてくれるのか町民が分かるようにして欲しい。

## II. 効率的な行政サービスを推進し、町民のニーズに応え、町の活性化を支える庁舎

集落が点在する吉野町は、高齢化や人口減少の問題に直面しており、役場に用事がある町民の負担が大きいため、庁外手続きの導入を進めています。しかしながら、デジタル・DX技術のみが先行すると、かえって対応する職員の業務量が増え、時間外勤務を増加させる恐れがあります。

以上の課題より、これから行政サービスは、業務の取扱選択や運用方法の簡素化に取り組み、町民と職員が顔を合わせて、地域の課題や相談ができる体制つくりが必要なため、『効率的な行政サービスを推進し、町民のニーズに応え、吉野町の活性化を支える庁舎』を目指します。

### ①あらゆる世代がデジタルの恩恵を受けられるサービスの整備

#### 負担を減らした申請・手続き環境の整備

- ・ 高齢者や就業者等の役場へ出向く負担を減らすために、郵便局やコンビニの交付システムや各種税、保険料のコンビニ支払い・スマホ決済の導入及び周知徹底
- ・ 子育て・介護に関するオンライン手続きの拡充
- ・ 個人情報の管理のセキュリティー計画に取り組み、部署間のデータ共有や連携による情報の一元管理を目指したデジタル・DX技術の推進

#### デジタルを使いこなせない方達への支援

- ・ 機器に不慣れな方や利用が困難な方もデジタル化の恩恵を受けられるようにサポート職員を配置
- ・ デジタル化により吉野町との繋がりやスマート教室のような配慮を感じられる催しの計画

#### 非常時への対策

- ・ デジタル化するサービスとアナログ的に維持するべきサービスの整理
- ・ デジタルが機能しなくなった時の対策について検討

### ②役場職員の職場環境の改善

#### ワークライフバランスが取れる職場環境や機能的な庁舎の整備

- ・ 適正な職員配置、意識改革の実施
- ・ 業務の効率化及び事業撤退等による業務全体のスリム化
- ・ 子育てやダブルケア等の状況下にある職員が安心して働き続けられる職場環境の整備
- ・ 職員間のコミュニケーションを図るスペースの確保
- ・ 課や係間の連携強化を目的としたデジタル・DX技術の導入
- ・ オープンフロアを基本とした明るい執務空間
- ・ 職員と利用者(町民や事業者等)の動線の明確な区分
- ・ 拡張性があり、多用途に使用できる会議室の設置
- ・ 職員の福利厚生及び災害対応に配慮した更衣室やシャワー室、仮眠室の設置
- ・ 閉庁日や夜間を含め個人情報や行政情報の適切な管理が可能なセキュリティー対策
- ・ 円滑な議会活動に向けた事務局と議場の効率的な配置

### ③行政サービスの再考

#### 町民と職員の総接触時間を増やす取り組み

- ・ 各地域担当職員と町民が顔を合わせて、対話する時間を確保し、地域が抱える課題解決に取り組む体制を整備
- ・ 新庁舎を単なる手続きの場とするのではなく、地域課題を解決するスペースとして整備

#### 書かせない・迷わせない・行かない庁舎の整備

- ・ 手続きのワンストップ化やわかりやすい窓口レイアウト
- ・ マイナンバーカードの活用による記入手間の省略化及び時間削減
- ・ 一般来庁用(福祉車両を含む)や公用の駐車場を庁舎と同敷地内に確保
- ・ 広く、明るい室内空間や町民のプライバシーが守られる相談室や待合室の設置
- ・ 清潔なトイレの設置やバリアフリーを考慮した庁舎の整備
- ・ コンビニのように気軽に立ち寄り、相談しやすく、夢や希望を持てるような庁舎の整備
- ・ 来庁が必要な方に対し、デマンドバスの活用等による交通利便性の向上
- ・ 分庁舎化された役場機能による、不便さを補完するデジタル・DX 技術の導入

#### 近隣自治体を含めた理想の行政サービスの整備

- ・ 広域的な観点から、近隣自治体と連携が取りやすいサービスの整備
- ・ 既製のシステムをカスタマイズせずに使うことによる業務の合理化

### 【審議会のその他の意見】

- BPRの観点で本質的に課題を解決し、業務の効率化や品質の高いものを目指すために、職員が改めて自身の仕事を振り返ることに着手しなければならない。
- 全てをデジタル化するのではなく、非常時も対応できるように何をアナログ的に維持しておくべきか、またデジタルが機能しなくなった時の対応方法について検討が必要である。
- 行政サービスの変革には 5 ~10 年単位の時間がかかる。庁舎整備が急務であることは、理解しつつ、サービスユーザーである町民や事業者の意見も聞きながら、徐々にサービスの変革にチャレンジしていくことが大切である。
- 子育て世代は、来庁機会が多いため、デジタル化が進むと助かるし、医療職等関連する職種にとっても同様の期待がある。
- 職員視点と同様に町民視点でありたい姿を探すための仕組みが必要ではないか。
- 役場は、町の問題解決をしていく所で、町民の幸せを作る所である。多様な行政サービスを整備し、人が集い、町民を強くバックアップしてくれる役場であって欲しい。
- 庁舎を分散化することによるデメリットもあるが、デジタルで補完できる可能性がある。
- 役場機能の分散化は、BCP 面でメリットがあるが、コストが 2 倍発生する。お金を大切にし、物事を考える中で、コストが発生する選択肢を取ることに疑問を感じる。集約化し、コスト削減を目指すことが望ましいと思う。
- 分散化は、コスト高かもしれないが、既に分散している役場機能もあり、検証が必要である。既存建物(旧北小)を使うため、イニシャルコストを抑えられると思うが、ランニングコストは、検証を行い、分散させるメリットとの兼ね合いをどのように判断するかが重要である。

### **III. これからの吉野町全体の持続可能なまちづくり拠点となる庁舎**

吉野町に限らず、日本の地方都市は人口減少や産業の停滞が進んでいます。

しかし吉野町は、林業や修験、クラフト、食文化、アート、観光が盛んで、吉野川や吉野杉、吉野山、大峯山、宮滝遺跡、万葉の里、柿の葉寿司等、吉野町を象徴するシンボルがあります。また、歴史的にも開発ポテンシャルが高く、クリエイティブな人や外国人を引き込む要素を持っています。

さらに新庁舎移転を契機に、上市地区を起点とする吉野町全体の持続可能なまちづくりの計画や官民連携の空き家活用事業等により、魅力あるまちづくりに取り組み、町民の暮らしを豊かにすると共に、訪問人口や移住・定住者増加につながることを目指し、吉野町の活性化に向けた起爆剤とします。

また、移転候補先の旧北小の周辺地域は、市街化調整区域であり、新たな開発が困難なため、旧北小を拠点とした、地域の活性化や人を呼び込むまちづくりが必要です。以上の内容を踏まえ、まちづくりの観点から『これからの吉野町全体の持続可能なまちづくり拠点となる庁舎』を目指します。

#### **①地域活性化に向けた取り組み**

##### **上市地区**

- 空き家を店舗や宿泊施設、工房、事務所等に活用し、集客し、新たな移住者の促進や新たな産業を興すと共に、旧吉野小学校の利活用を含めた上市地区中心のまちづくり計画を新庁舎整備と同時に進行で立案
- 上市地区は役場の有無に関わらず、歴史・自然・観光資源で大きなポテンシャルを有していることから、中央公民館を活用した文化政策等、吉野町に新たな価値を創造する戦略の立案

##### **龍門地区**

- 上市地区同様の空き家活用や既にある体験ファームが可能な滞在施設等と役場機能が移転するインパクトを活かしつつ、旧吉野北小学校を拠点とするまちづくり計画の立案
- 旧北小を役場機能だけで完結させず、町民の交流を促すような地域コミュニティーセンター等の併設を検討し、憩いの場の創出（申請する内容を検討します）

##### **各地域の「らしさ」を残しつつ、再生させるまちづくり**

- 職員が通常業務と地域支援を兼ねる等のマルチワークな働き方の検討
- 吉野町全体のまちづくりに調和が保たれることを前提とした各地区のコンセプトづくり

#### **②市街化調整区域内の空き家活用**

##### **官民連携による賑わいの創出**

- 空き家利活用事業について、民間の力も利用した官民連携による賑わいのあるまちづくり計画
- 空き家利活用事業における違法建築等に注意し、用途変更を行うためのバックアップ体制やリスク管理の整備

##### **人材確保**

- 限定的な雇用や従来型の雇用ではなく、地域の文化に根差した人材確保
- 移住・定住に結びつくような人材や地域に賑わいを生み出す人材を受け入れる体制

### ③新庁舎ができるまでの取り組み

#### 町民らと行政が共に取り組むために必要な試み

- ・ 町民の他に、外部の人材(町外で暮らす人やクリエイティブな人達等)がまちづくりに参加可能なシステムを構築
- ・ 他自治体のまちづくり技術(=人と人との組合せや企画を立てて、実行していく技術)から各地域が持つポテンシャルを最大限に引き出す手法を検討

### 【審議会のその他の意見】

- 外部の人材の受け入れやまちづくり技術と、それに呼応した内外の人材が動き出した丹波篠山市同様に、吉野町が、伝統的に持つ寛容性を起爆剤にするべきである。
- 庁舎整備をチャンスとして、まちの活性化に繋げるために、物を磨きぬく、歴史を磨きぬく、その中から新たな価値を創造していくことが、吉野町に必要である。
- これまでの歴史を大事にしつつ、20年、30年先を見据えて、新たな発想で新たな吉野町を作ることが重要であり、若い世代が、思い描く吉野町の姿や意見が大事だと思う。
- 吉野町に訪れる外国人が多い等、今ある活性化材料を上手く繋げることにより、訪問人口の増加や活力あるまちづくりを考えるチャンスも含めたアクティブな取り組みが必要である。
- 空き家活用により、景観上、違和感のある建物が出来る可能性があるため、色彩や家の形状、看板等の景観に関するルールも必要だと思う。
- 近年、「庁舎があるから、産業が来る」という工業誘致に取り組む時代ではなく、「新しい価値観を持ったクリエイティブな人材」を町へ引き込むような取り組みが今後必要である。
- 事業の円滑化を目指す試みとして、官主導・吉野町出資によるまちづくり法人の設置を検討してほしい。
- 審議会の大切さを理解しているが、町民がどのように考えているのか本音を知る機会として、住民投票を実施して欲しい等という意見もある。
- 地域再生を進めていく中で、地域の治安（観光客や移住・定住者増加によるトラブル等）を心配されている委員もおられるが、レストランやカフェ、ショップができたことにより、地域の方々にもメリットがあるため、受け入れられる傾向にある。
- 祭りの参加規模等から上市地区の活性化の余地があることを実感しているが、旧吉野小学校の民間活用が具体的にどのような姿になるか想像できないことに不安を感じる。
- 龍門地区に人が集まるような役場機能が加われば、さらに人を呼ぶ空気が生まれ、民間の小さな力が少しずつ集まり、龍門らしさを壊さず、元気な未来が見えてくると思う。
- 龍門地区は、空き家や太陽光パネルが多く、吉野・上市・中莊・国栖地区の人口の約半数しかいない現状から、今後どのように発展していくのか見えない。
- 地区ごとに出張所を作り、地域のコンセプトを立てて、実現に向けて取り組み、それらを上市に集約し、行政の主軸にすることが、理想的だと思う。

## 6. 整備予算

### (1) 試算整備コストの比較

昨今の物価上昇状況等を見込んだ新庁舎整備コストの定量的なデータとして、①旧北小を改修し、移転した場合と、②現役場敷地に建て替えた場合の2ケースを比較し、下表に整理します。

限られた予算内で初期費用及び維持管理費をできるだけ抑え、未来の世代に負担が残らないようにすることが重要です。

表 | コスト比較表

庁舎場所	整備コスト(千円)	整備内容	年間ランニングコスト(千円)	面積(㎡)
旧北小改修	1,393,224	①設計、②旧吉野北小学校改修、 ③現庁舎解体	26,124／年	3,089
庁舎建替	2,149,156	①設計、②中央公民館(仮庁舎)改修、 ③現庁舎解体、④新庁舎新築	16,677／年	1,972

整備コスト：上記「整備内容」に係る費用の総額

年間ランニングコスト：年間の水光熱費・維持管理費の総額

※1:あくまで試算コストとなることから、延床面積(㎡) × 単価(円)で整備コスト・ランニングコストを積算しています。

※2:別途移転費が発生します。

※3:水光熱費は、現在の単価基準で算出しており、今後の社会情勢の変化に伴って単価は変更になります。

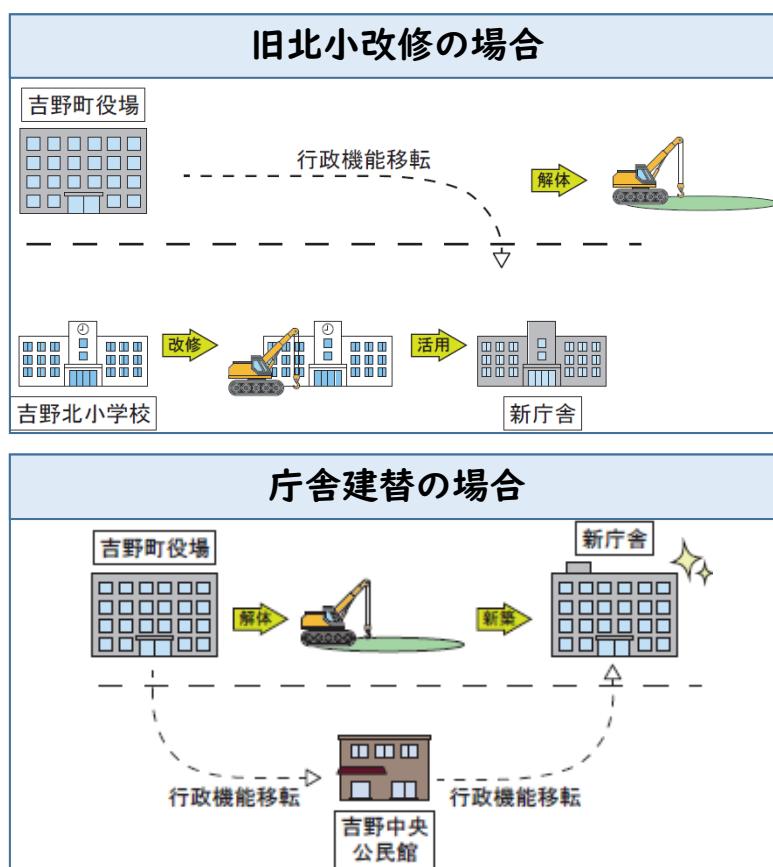


図 | 比較ケースのイメージ図

## (2) 財源

財源について、現在新庁舎整備に係る補助金等は見込まれないが、今後の国や県の動向を細かく観察し、活用可能な財源があれば、積極的に確保するように努めます。また、町の取り組みとして、引き続き、庁舎整備基金の積み立てに取り組みます。

### 【審議会のその他の意見】

- ・ 次の世代に関わる重要な課題であり、複数のアイデアによるコスト比較において、慎重に進める必要がある。
- ・ 将来に多くの負債を残している現状から、今ある施設を活用し、庁舎とすることが大事である。分庁舎化による維持コスト負担も考慮し、集約できる課は新庁舎整備を契機に集約するべきである。
- ・ 一過性の総額コストだけではなく、どのような財源がどのように充てられるかについて、可能な限り提示していただきたい。

## 7. 卷末資料

### 参考資料① 行政サービスアンケート調査（役場手続きの内容を抜粋）

#### 実施期間

令和4年7月23日(土)～令和4年7月31日(日)

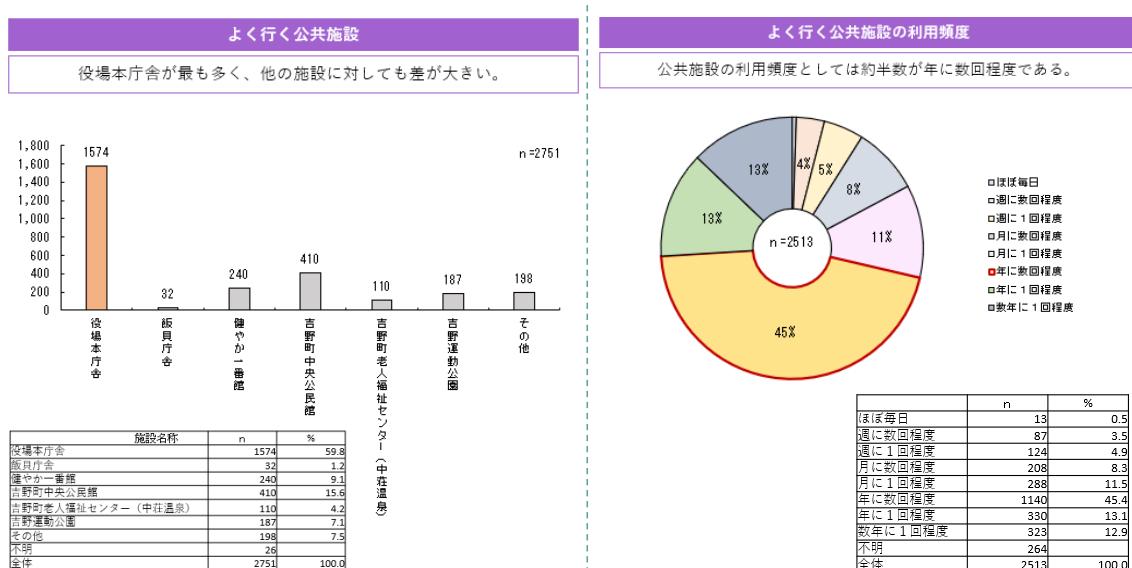
#### 調査対象者

満18歳以上の吉野町民 5,922人

#### 回答率

46.9% (5,922名中の2,777名)

#### アンケート結果



役場の利用頻度は、町民の約半数が年に数回程度であり、本庁舎への来庁が約60%を占めている。

役場に来る主な目的		「住民票・印鑑証明・戸籍に関すること」の回答が最も多く、他の項目に対しても差が大きい	
※3つまで選んで回答		n=2428 (有効回答数)	
住民票・印鑑証明・戸籍に関すること	1850	役場に来る主な目的	n %
子育て、高齢、介護、障害など福祉に関すること	364	住民票・印鑑証明・戸籍に関すること	1850 76.2
税金に関すること	652	国民健康保険・国民年金に関すること	364 15.0
年金に関すること	851	国民主税法に関すること	652 26.9
税金に関すること	34	扶養控除に関すること	651 26.8
子育て、高齢、介護、障害など福祉に関すること	45	教育に関すること	34 1.4
税金に関すること	45	農林水産業や商工業に関すること	45 1.9
年金に関すること	117	自治会や地域に関すること	45 1.9
税金に関すること	135	議会の傍聴など	117 4.8
子育て、高齢、介護、障害など福祉に関すること	33	議会の開催等に	195 8.0
税金に関すること	74	議会の開催等に	33 1.4
年金に関すること	4	議会の開催等に	74 3.0
税金に関すること	32	議会の開催等に	4 0.2
年金に関すること	217	議会の開催等に	32 1.3
年金に関すること	32	議会の開催等に	4 0.2
年金に関すること	349	その他	32 1.3
年金に関すること	2428	不明	217 8.9
年金に関すること	2428	合計	349 13.9
年金に関すること	2428	その他	2428 100.0

枠で囲った項目の内、「住民票・印鑑証明・戸籍に関すること」・「国民健康保険・国民年金に関すること」・「税金に関すること」は**町民税務課（役場本庁舎）**が、「子育て、高齢、介護、障害など福祉に関すること」は**長寿福祉課（健やか一番館）**が主に掌理している。

## 参考資料② 近畿日本鉄道の回答書



令和6年1月24日

吉野町長 中井 章太 様

近畿日本鉄道株式会社

取締役常務執行役員 大阪統括部長

福島 博



### 回答書

拝啓 大寒の候、貴町におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の今後の展望に関して貴町より頂戴しました文書（吉總第243号）のご質問につきまして、下記のとおり回答いたします。

敬具

記

1. 吉野川橋梁（大和上市駅～吉野神宮駅間）の今後の見通しや予定について  
現時点での改修工事、架け替えや撤去の予定はございません。

#### 2. 吉野線 大和上市駅～吉野駅間の存続について

当社では、吉野は世界遺産に登録されている重要な観光地であり、春の桜シーズンには多くのお客様が訪れる名所として認識しております。現時点で、吉野線（大和上市駅～吉野駅間）の廃線の予定はございませんが、物価の継続的な上昇や労働力不足の深刻化など経済や社会生活は先行き不透明な状況であり、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により当社線をご利用のお客様は減っております。この流れを変えるためにも魅力あふれる沿線を創っていく必要があり、そのためには地域との連携が不可欠ですので引き続きお客様誘致のご協力をお願いいたします。

以上